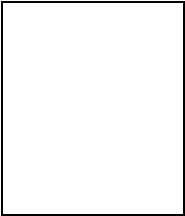


様式第 1 号（第 3 条関係）

（表）

身 分 証 明 証	
	所 属
	職 名
	氏 名
	生年月日
年 月 日 生	
上記の者は、都城市みんなでまちを美しくする条例第 12 条及び第 14 条の規定に基づ く事務に従事する職員であることを証明する。	
年 月 日 発行	
都城市長 	

（裏）

都城市みんなでまちを美しくする条例（抜粋）	
（命令）	
第12条 次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置を講ずるよう命ずることができる。	
（1）ポイ捨て禁止区域内において、第 6 条の規定に違反した者	
（2）第 9 条の規定に違反した者	
（過料）	
第14条 第12条の規定による命令に従わなかった者は、2 万円以下の過料に処する。	
都城市みんなでまちを美しくする条例施行規則（抜粋）	
（身分証明証）	
第 3 条 条例第 12 条の規定による命令及び条例第 14 条の規定による過料に関する事務に従事する職 員は、その職務を行うときは、身分証明証（様式第 1 号）を携帯し、関係者の請求があったとき は、これを提示しなければならない。	

様式第2号 (第4条関係)

第 号
年 月 日

住所

氏名

様

命令書

都城市長



都城市みんなでまちを美しくする条例（以下「条例」という。）第 12 条の規定により、下記のとおりに措置するよう命令します。

記

違反の行為	条例第 12 条の規定に基づくもの ☐ ポイ捨て禁止区域内のポイ捨て（条例第 6 条違反） ☐ 空き缶等の容器 ☐ たばこの吸い殻 ☐ 紙くず ☐ プラスチックくず ☐ その他の不要物（ ） ☐ 路上喫煙等禁止区域内の路上喫煙等（条例第 9 条違反）
措置の内容	
期 限	年 月 日

備考

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、都城市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、都城市（代表とするものは都城市長となります。）を被告として提起しなければなりません。ただし、処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

様式第 3 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

告知・弁明書

都城市長 印

都城市みんなでまちを美しくする条例（以下「条例」という。）第 12 条の規定による命令に違反する行為が認められました。命令に従わない場合には、同条例第 14 条の規定により過料処分の対象となります。

違反の日時 及び場所	年 月 日 午前・午後 時 分ごろ 都城市 町	
違反事実の 内容	条例第 12 条の規定に基づくもの ☐ ポイ捨て禁止区域内のポイ捨て（条例第 6 条違反） ☐ 空き缶等の容器 ☐ たばこの吸い殻 ☐ 紙くず ☐ プラスチックくず ☐ その他の不要物（ ） ☐ 路上喫煙等禁止区域内の路上喫煙等（条例第 9 条違反）	
住 所		
連 絡 先		
氏 名		
生 年 月 日	年 月 日生	
弁 明	☐ 上記のとおり事実を認め、弁明することはありません。	
	☐ 下記のとおり弁明します。 上記事実は、 ☐ 覚えがありません。（ ） ☐ 誤りがあります。（ ）	
	署 名	氏名
所 見		
確 認 者	印 印	

注 太枠の中を記入してください。

様式第 4 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

過料処分決定通知書

都城市長 印

あなたが行った次の行為は、都城市みんなでまちを美しくする条例（以下「条例」という。）の規定に違反するため、条例第 14 条の規定に基づき、次のとおり過料の支払を命じます。

違反の日時 及 び 場 所	年 月 日 午前・午後 時 分ごろ 都城市 町
違反事実の 内容	条例第 12 条の規定に基づくもの ☐ ポイ捨て禁止区域内のポイ捨て（条例第 6 条違反） ☐ 空き缶等の容器 ☐ たばこの吸い殻 ☐ 紙くず ☐ プラスチックくず ☐ その他の不要物（ ） ☐ 路上喫煙等禁止区域内の路上喫煙等（条例第 9 条違反）
過料処分の 対 象 行 為	条例第 12 条の規定による命令に違反
過 料 の 額	円

備考

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、都城市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、都城市（代表とするものは都城市長となります。）を被告として提起しなければなりません。ただし、処分の日から 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。
なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければなりません。